**令和元年度 第１回 「地方分権に関する勉強会」 開催概要**

日時：令和元年９月９日（月）13時30分～15時40分

場所：大阪府庁本館地下１階　市町村課会議室

参加者：府職員（政策企画部、総務部）、関西広域連合職員、関西経済連合会職員、関西経済同友会職員、京都府政策企画部職員

　　　　　　アドバイザー（新川教授〔同志社大学大学院〕、玉岡教授〔神戸大学大学院〕、入江准教授〔近畿大学短期大学部〕）

主な意見：

・提案募集方式における地方の提案に対する国の対応については、対応したとされているものでも実際には提案の本質に触れず、骨抜きになっている事例がある。

都道府県が関与できるとされたものでも、例えば国が市町村の創業支援計画を認定する際の事前情報提供、創業者に対する補助金の審査会に府県が意見を

言える程度というケースがあった。

・地方が法律上の権限に基づいて立法プロセスに関われるようにすべき。国の立法権限に地方から制限を加えるくらいのことがあってもよいのでは。

・国出先機関の地方移管がうまくいかなかったのは、丸ごと移管というのが少し乱暴だったからではないか。仕事の事務領域ごとに丁寧に仕分けし、府県又は広域連

合でできることは何か考えるべきだったのでは。分権の仕方を再構築し、仕事の単位で考える発想が必要。

・消費税が増税されても、地方の取り分がまだまだ少ない。偏在性の小さい財源を国に持っていかれてもよいのか。

・補助金行政については、民主党政権の時に交付金化が進められたが、また元に戻ってきている。地方から再度の交付金化を求める声を上げるべきではないか。

・補助金を取るために、やらなくてもよかったようなことに地方がかなりのリソースを注いでしまっているのではないか。住民が必要と思うことを自ら判断し、自主財源で実

施することを「地方自治」と定義するなら、必要な事務は国の補助がなくてもすべきであり、自主財源を調達できない場合は、サービスを提供できないということを住

民に示さなければならない。それが本来の姿ではないか。